



## 制度信用取引をご利用の投資家の方へ ～ 権利処理方法の一部変更について～

制度信用取引によって売買している銘柄に、株式分割による株式を受ける権利または新株予約権等の権利が付与された場合には、証券取引所が定める権利処理価格を最初の売買値（約定値段）より引き下げて、売り方・買い方双方の不公平をなくします（注1）。これを制度信用取引における権利処理といいます。

この度、株式分割の場合の権利処理につきましては、平成18年5月末日以降の日を基準日とするものから、次のとおり分割比率によって権利処理の方法が一部変更となります（注2）。

### 1 売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる株式分割の場合 今回変更となる新たな調整方法

（例えば、分割比率が1:2の場合（注3））

株式分割の比率に応じて、制度信用取引の売付株数または買付株数を増加し、約定値段を減額します。

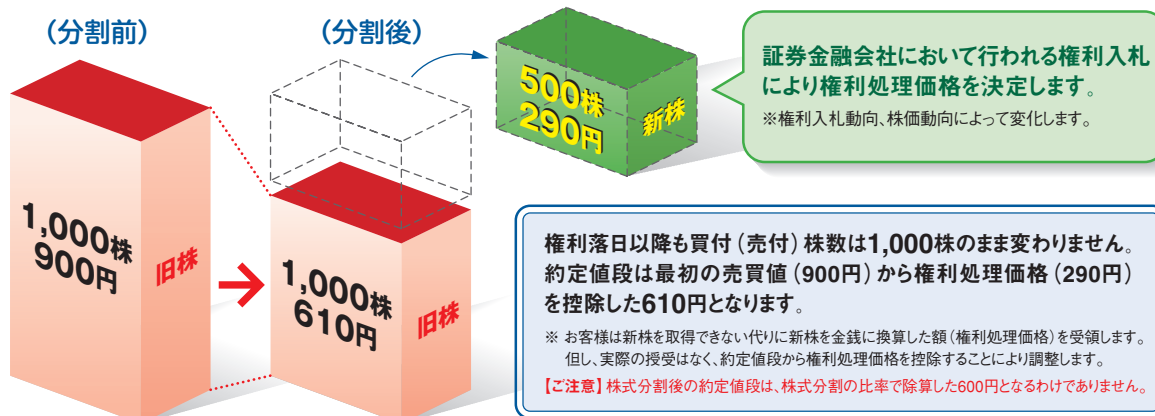


### 2 上記以外の株式分割の場合

#### 従来と同様の調整方法

（例えば、分割比率1:1.5の場合（注3））

制度信用取引の売付株数または買付株数は増加しません。  
証券取引所が定める権利処理価格の分を約定値段より引き下げます。



（注1）制度信用取引では、お客様が買い付けた銘柄に係る株券は、担保として証券会社または証券金融会社に留保されます。当該銘柄に株式分割による株式を受ける権利または新株予約権等の権利が付与された場合、当該権利の行使をお客様が直接行うことができないため、証券取引所が制度信用取引の権利の処理についてルールを定めています。

（注2）株式分割に係る効力発生日が株式分割の基準日の翌日となる証券決済制度の改正を受けての変更です。

（注3）分割比率が1:1.5、1:2.5といった小数点を含む株式分割の場合、1の調整方法では分割後に単元未満株が生じることとなり、反対売買による制度信用取引の弁済ができなくなってしまうことから、従来と同様に、金銭による調整方法となります。

（注4）一般信用取引による権利の調整は、各証券会社の定める方法によります。